

公募型プロポーザル方式に関する公告

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告する。
当プロポーザルに参加を希望する者は、下記により関係書類を作成の上、提出されたい。

令和7年6月18日

茨城県知事 大井川 和彦

1 調達に付する事項

- (1) 委託業務名
令和7年度鹿島臨海工業地帯競争力強化将来ビジョン推進業務委託の内容
別添「令和7年度鹿島臨海工業地帯競争力強化将来ビジョン推進業務委託仕様書」の
とおり
- (2) 委託期間
契約締結の日から令和8年3月23日まで
- (3) 見積限度額
6,495,925円（消費税及び地方消費税額を含む）
※なお、この額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める）。

2 参加者の資格要件

当該プロポーザルに参加しようとする者は、以下の全ての資格要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36条）第2条第1号から同条第3号の規定に該当する者でないこと。
- (5) 国税または地方税を滞納していない者であること。
- (6) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (7) 過去に同種・類似の業務を実施した実績を有する者であること。

3 評価項目及び審査方法

- (1) 評価項目
評価項目は、別紙「令和7年度鹿島臨海工業地帯競争力強化将来ビジョン推進業務委託の公募に関する説明書」（以下、「説明書」とする。）を参照すること。
- (2) 審査方法
提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、上記(1)の評価項目により審査を行う。
（プレゼンテーションは実施しないが、必要に応じてヒアリングを行うことがある。）

- (3) 選定結果の通知
審査の選定結果については、決定後速やかに書面により通知する。
なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

4 手続き等に関する事項

- (1) 担当部局
茨城県政策企画部地域振興課 鹿行グループ
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番地 6
電話 029-301-2730 FAX 029-301-2789
メール chikei3@pref.ibaraki.lg.jp
- (2) 説明書の交付期間
令和7年6月18日(水)から令和7年7月4日(金)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)。ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。
- (3) 説明書の交付場所
説明書は、上記(1)の担当部局で直接交付するほか、茨城県入札情報サービスシステム及び県ホームページからダウンロードすることができる。
なお、直接交付を希望する場合は、上記(1)の担当部局あてに事前に連絡を行うこと。
- (4) 質問の受付
別紙「説明書」を参照すること。
- (5) 企画提案書の提出
- ① 提出期限
令和7年7月4日(金)午後5時必着
 - ② 提出場所
上記(1)の担当部局に同じ
 - ③ 提出方法
電子メールまたは郵送(送付記録が残るもの)に限る。
なお、電子メールで提出したときは、電話で到着確認を行うこと。
- (6) 提出書類及び部数
別紙「説明書」を参照すること。

5 その他

- (1) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部を免除する。
- (2) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めない。
- (5) 採択された企画提案書の著作権は茨城県が承継するものとする。
- (6) 契約書の作成要否：要
- (7) 企画提案書の審査内容は非公表とし、審査結果についての異議申立ては認めない。
- (8) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (9) 委託金額については、採用決定後、見積合わせにより別途決定する。
- (10) その他詳細については説明書による。